

医療法人扶老会 一般事業主行動計画 【次世代育成支援法・女性活躍推進法 一体型】

職員が仕事と生活の調和を図りながら能力を発揮できる働きやすい雇用環境を整備するため、また、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するため、次世代育成対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、次のように行動計画を策定します。

（1）計画期間 令和 8 年 1 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年 3 か月）

（2）目標と取り組み内容

目標・取組内容
【目標 1】育休取得率：女性 100%維持、男性 50%以上
<対策> 令和 8 年 1 月～ ○育児休業に関する制度の情報提供を積極的に行い、広く周知を図る ○配偶者の出産を控える男性職員へ育児休業制度の説明、取得推奨を行う。 ○管理職への制度の説明、取得促進に向けた業務バックアップ体制の構築を行う。
【目標 2】時間外労働時間：月平均 8 時間以下
<対策> 令和 8 年 1 月～ ○管理職が時間外労働時間を適正に把握し、部署内の時間外労働削減を促進する ○勤務時間内に業務が終了するよう、互いに協力し、助け合う職場風土の醸成を図る ○時間外労働時間を産業医へ報告し、時間外労働削減に向けた指導、助言を得る。
【目標 3】年次有給休暇取得率：70%以上
<対策> 令和 8 年 1 月～ ○取得状況の定期的な集計、公表による計画的な取得の促進を行う ○職種、部署によって取得率の隔たりが出ないよう、管理職に向けた取得の推奨、取得しやすい職場環境の構築を行う
【目標 4】平均勤続年数：1 年以上伸ばす
<対策> 令和 8 年 1 月～ ○定期的に職員へのキャリア面談を行い、中長期的なキャリア形成の支援を行う ○ハラスマント研修やメンタルヘルス研修等を行い、働きやすい職場づくりを行う ○育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立を支援するための制度を周知し、雇用環境の継続的な整備を行う